

2020年11月24日

日本製薬工業協会

メーカーの取組

1. 「流通改善ガイドライン」、「割戻しの整理」に則した割戻し・仕切価の設定

「割戻しの整理」(平成30年10月3日付けの事務連絡)以降、会員会社への周知を経て、各社この「割戻しの整理」と「流通改善ガイドライン」に則り、卸機能の適切な評価を行い、割戻しを継続的に見直している。割戻しのうち、仕切価を修正するようなものについては仕切価への反映等の対応をしている。特に、2019年4月は薬価改定が無かったにも関わらず、割戻しの運用基準の変更、仕切価の見直しを実施した会員会社もある。また、2019年10月時、2020年4月時にも同様に実施し、適切な割戻し・仕切価等の設定を行い、流通改善に向け取り組んでいる。

2. 「単品単価交渉」、「単品単価契約」の更なる促進

「流通改善ガイドライン」に記載の「単品単価契約の推進」は、個々の医薬品の価値に見合った価格決定に必要不可欠である。薬価制度の観点からも、個々の医薬品の価値に基づく「単品単価交渉」を経た「単品単価契約」により価格が決定されていくことが更なる流通改善につながると考える。

メーカーとして「単品単価交渉」、その結果としての「単品単価契約」の更なる促進に資するべく、コロナ禍においても仕切価、割戻し、アローアンスの早期提示をするよう会員各社へ周知した。

3. 医薬品の安定供給

製薬協として日薬連の医薬品供給調整スキームタスクフォースに参画し、「新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医薬品原料等の確保について」(令和2年2月4日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡)に協力する形で2019年7月に作成した「医療用医薬品の安定供給に関する自己点検」を再徹底すべく会員会社へ周知した。

引き続き、危機発生に柔軟に対応できるよう、原薬の調達先の検討や変更、在庫の積み増し等の更なるサプライチェーンの強化、医薬品の安定供給確保についても取り組んでいく。

4. コロナ禍における流通改善について

今回はコロナ禍により、交渉開始時期の遅れや交渉期間・時間の不足から単品単価交渉が十分に行えない等、価格妥結に至るまでのプロセスが通常とは全く異なっている事が流通改善に支障を来たしているのではないかと懸念している。

今後もコロナ禍における医薬品の取引が継続される。その中でもメーカーとしては、今後も全ての流通当事者と共通認識を持ち、上記の取組を継続し流通改善に向け取り組んでいく。

以上